

# 宮津市公報

平成24年12月3日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目 次

### 規 則

- 25 宮津市暴力団排除条例施行規則 ..... 1

### 告 示

- 151 宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱を廃止する要綱 ..... 2  
152 宮津市議会定例会の招集 ..... 2

### 訓 令

- 8 宮津市職員服務規程の一部を改正する規程 ..... 2

### 公 告

- 44 公示送達 ..... 3  
45 平成25年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験の合格者 ..... 3

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 20 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 3

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《告 示》

- 20 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 ..... 4  
21 選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録した者の縦覧 ..... 4  
22 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る  
候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 ..... 4  
23 有権者総数の50分の1の数 ..... 4  
24 有権者総数の3分の1の数 ..... 5  
25 有権者総数の6分の1の数 ..... 5  
26 有権者総数の50分の1の数 ..... 5  
27 有権者総数の3分の1の数 ..... 5  
28 有権者総数の6分の1の数 ..... 5  
29 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所 ..... 5

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 11 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 6  
12 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 6

## 規 則

宮津市暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成24年11月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第25号

宮津市暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市暴力団排除条例(平成24年条例第20号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(規則で定める使用人)

第3条 条例第2条第3号イ及びウの規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者
- (2) 営業所等において、部長、次長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

(暴力団密接関係者)

第4条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団の威力を利用している者
- (2) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる経済上の利益若しくは便宜を供与している者
- (4) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有する者

(市の事務及び事業における措置)

第5条 条例第6条の必要な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力団員等及び暴力団密接関係者と契約を締結し、又は当該者を入札参加者として認めないこと。
- (2) 暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号)第5条の規定による補助金等(同規則第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の交付の決定をしないこと。
- (3) 暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、事業の用に供する資金の貸付けをしないこと。
- (4) 暴力団員等及び暴力団密接関係者に対し、後援をし、又は共催をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、暴力団員等及び暴力団密接関係者の不当な利益となるおそれがある事務又は事業として市長が認めるものの相手方等としないこと。

(誓約書)

第6条 条例第12条の誓約書の様式は、別に定めるところによる。

(誓約書を徴する必要のない場合)

第7条 条例第12条第5項第2号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 契約の当事者間で、市が発注する1件の公共工事に関連して、基本契約(取引を継続して行う

ために締結される取引に関する基本的事項を定める契約をいう。以下同じ。)を締結し、又は契約の一方の当事者が定める基本約款(取引の基本的事項に係る約款をいう。以下同じ。)に他の当事者が同意した上で、当該基本契約又は基本約款(以下「基本契約等」という。)に基づき具体的な契約を締結する場合で、次に掲げるとき。

ア 当該基本契約等の締結又は同意の際に誓約書を徴しているとき。

イ 当該基本契約等に基づく他の具体的な契約の締結の際に誓約書を徴しているとき。

(2) 契約の当事者間において、市が発注する1件の公共工事に関連する契約の締結の際に誓約書を徴している場合で、当該契約の変更の契約を締結するとき。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、誓約書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第151号

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成24年11月12日

宮津市長 井上正嗣

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市雇用促進奨励補助金交付要綱(平成21年告示第108号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第152号

平成24年第5回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年11月26日

宮津市長 井上正嗣

1 期 日 平成24年12月3日

2 場 所 宮津市議会議事堂

## 訓 令

宮津市訓令甲第8号

庁中一般

各 かい

宮津市職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市職員服務規程の一部を改正する規程

宮津市職員服務規程(平成5年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の4項を加える。

3 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き

続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

- 4 前項の規定による承認を受けた職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓の使用に当たり、市民、関係機関、職員等に誤解や混乱が生じることのないよう努めなければならない。
- 5 旧姓使用職員は、別に定める範囲においては旧姓を使用することができない。
- 6 旧姓使用職員が旧姓の使用を中止しようとするときは、別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

公 告

宮津市公告第44号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年11月7日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

\* \* \*

宮津市公告第45号

平成25年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成24年11月30日

宮津市長 井上正嗣

受験番号

A 1 0 0 8	A 1 0 3 1	A 1 0 3 4	A 1 0 3 5
D 4 0 0 1	D 4 0 0 2	D 4 0 0 3	E 5 0 0 1
F 6 0 0 1	G 7 0 0 1		

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第20号

平成24年第13回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年11月13日

宮津市教育委員会

委員長 生駒正子

- 1 日 時 平成24年11月20日(火)午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

## 《告 示》

## 宮津市選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月28日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成24年12月3日から12月7日まで
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
（宮津市役所内）  
宮津市選挙管理委員会事務局

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成24年12月16日執行予定の衆議院議員総選挙に係る選挙時登録において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面並びに第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月30日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 縦覧の期間 平成24年12月4日
- 2 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1  
（宮津市役所内）  
宮津市選挙管理委員会事務局

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成24年11月30日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成24年12月4日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 応接室

\* \* \*

## 宮津市選挙管理委員会告示第23号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

3 4 1 人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第24号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5,671人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第25号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月2日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2,836人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第26号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

341人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第27号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

5,674人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第28号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成24年12月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

2,837人  
\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第29号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、

次のように定める。

平成24年12月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 堀 口 善 一

< 以下省略 >

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第11号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年11月2日

宮津市農業委員会  
会長 小 嶋 保 徳

- 1 日 時 平成24年11月9日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第22号 農地法第3条の許可申請に係る許可について  
議第23号 農地法第5条の許可申請に係る意見について  
議第24号 平成25年度宮津市の農業施策に関する建議書について

\* \* \*

宮津市農業委員会告示第12号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年12月3日

宮津市農業委員会  
会長 小 嶋 保 徳

- 1 日 時 平成24年12月7日(金) 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

議第25号 非農地証明について  
議第26号 宮津農業振興地域整備計画の一部変更に係る意見について  
議第27号 農用地利用集積計画について